

平成19年第2回臨時
夕張市議会会議録
平成19年2月28日(水曜日)
午前10時30分開議

◎議事日程

第 1 会期の決定について

第 2 議案第 1 号 夕張まちづくり寄附条
例の提出について

第 3 議案第 2 号 夕張市財政再建計画書
の提出について

第 4 議案第 3 号 夕張市議会政務調査費
の交付に関する条例の
廃止について

議案第 4 号 夕張市選挙公報条例の
一部改正について

議案第 5 号 職員定数条例の一部改
正について

議案第 6 号 夕張市職員の定年等に
関する条例の一部改正
について

議案第 7 号 夕張市職員給与条例の
一部改正について

議案第 8 号 夕張市特別会計条例の
一部改正について

議案第 9 号 夕張市税条例等の一部
改正について

議案第10号 手数料条例の一部改正
について

議案第11号 社会教育委員の定数及
び任期に関する条例の
一部改正について

議案第12号 夕張市公民館条例の一
部改正について

議案第13号 夕張市清水沢地区公民
館使用条例の一部改正
について

議案第14号 市立夕張図書館条例の
廃止について

議案第15号 夕張市体育施設設置条

例の一部改正について

議案第16号 夕張市営球場設置条例
の制定について

議案第17号 夕張市民健康会館設置
条例の制定について

議案第18号 夕張市南部市民体育館
設置条例の制定につい
て

議案第19号 ゆうばり文化スポーツ
センター設置条例の一
部改正について

議案第20号 夕張市青少年問題協議
会条例の廃止について

議案第21号 夕張市助産施設設置条
例の廃止について

議案第22号 夕張市遺児手当支給条
例の廃止について

議案第23号 夕張市老人福祉会館条
例の一部改正について

議案第24号 夕張市敬老祝金条例の
廃止について

議案第25号 夕張市診療所設置条例
の廃止について

議案第26号 夕張市共同浴場設置条
例の一部改正について

議案第27号 夕張市廃棄物の処理及
び清掃に関する条例の
全部改正について

議案第28号 夕張市墓地及び火葬場
条例の一部改正につい
て

議案第29号 夕張市印鑑の登録及び
証明に関する条例の一
部改正について

議案第30号 夕張市市民交通傷害保
障条例の廃止について

議案第31号 夕張市消費生活安定条
例の一部改正について

議案第32号 夕張市民会館条例の廃
止について

議案第33号 夕張市民会館使用条例の廃止について

議案第34号 夕張市民研修センター条例の一部改正について

議案第35号 夕張市コミュニティセンター条例の全部改正について

議案第36号 夕張市紅葉山武道館設置条例の廃止について

議案第37号 ゆうばり駅待合所設置条例の廃止について

議案第38号 夕張市営住宅条例の一部改正について

議案第39号 夕張市シルバー専用住宅条例の一部改正について

議案第40号 夕張市企業開発促進条例の一部改正について

議案第41号 夕張市中小企業振興条例の廃止について

議案第42号 夕張市農業委員会委員及び職員定数条例の一部改正について

議案第43号 夕張市農業委員会事務処理手数料条例の一部改正について

議案第44号 夕張市建築確認申請等手数料条例の廃止について

議案第45号 夕張市都市公園条例の一部改正について

議案第46号 夕張市都市景観条例の一部改正について

議案第47号 夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について

議案第48号 夕張市平和運動公園施設条例の一部改正について

議案第49号 夕張市下水道条例の一部改正について

議案第50号 夕張市水洗便所等改造資金融資あっせん条例の廃止について

議案第51号 夕張市水洗便所等改造費補助金条例の廃止について

議案第52号 夕張市水道事業給水条例の一部改正について

議案第56号 夕張市事務分掌条例の全部改正について

議案第57号 支所設置条例の一部改正について

第 5 議案第53号 指定管理者の指定について

第 6 議案第54号 指定管理者の指定について

第 7 議案第55号 指定管理者の指定について

第 8 請願第 1号 住み続けられる夕張の再生を求める請願

◎出席議員（17名）

熊	谷	桂	子	君
大	西	ヨシ	子	君
小	林	孝	雄	君
正	木	邦	明	君
田	口	久	一	君
角	田	浩	晃	君
高	橋	一	太	君
新	山	純	一	君
多	喜	雄	基	君
山	本	勝	昭	君
樋	浦	善	弘	君
加	藤	喜	和	君
井	形	節	雄	君
岡	崎	光	雄	君
荒		吉	弘	君
板	谷	信	男	君

千代川 則 男 君

◎欠席議員 (なし)

午前10時30分 開議

- 事務局長 佐藤憲道君 ご起立願います。
- 議長 岡崎光雄君 ただいまから平成19年第2回臨時夕張市議会を開会いたします。

- 議長 岡崎光雄君 本日の出席議員は17名全員であります。

- 議長 岡崎光雄君 これより本日の会議を開きます。

- 議長 岡崎光雄君 本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により

加藤議員

井形議員

を指名いたします。

- 議長 岡崎光雄君 日程に入ります前に事務局長から諸般の報告をいたします。

- 事務局長 佐藤憲道君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、地方自治法第121条の規定に基づき、議長の求めに応じて出席した参与の職氏名、また本議会の書記の職氏名は、お手元に配付してありますプリントのとおりであります。

以上で報告を終わります。

[別紙]

市長 後藤健二君
教育委員会委員長

千葉明正君
選挙管理委員会委員長

板谷 努君
農業委員会会長

高城潤一君
監査委員 都築亮一君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

助 役 中島秀喜君

総務部長 伊吹敏昭君

財政再建対策室長

吉田 隆君

財政部長 羽柴和寛君

産業経済部長 西田洋二君

産業経済部観光対策本部長

細川啓二君

建設水道部長 中村俊夫君

市民福祉部長兼福祉事務所長兼交通安全対策本部長

高橋阿義君

市立総合病院事務部長

秋元 斉君

総務部次長 千葉博務君

総務部次長兼情報推進室長兼自治体ネットワークセンター所長

小川昭雄君

財政再建対策室次長兼財政部次長

村上幸雄君

財政部次長 矢本文章君

産業経済部次長

佐藤政則君

産業経済部次長兼商工産業課長

高屋敷隆志君

建設水道部次長

宮岸 実君

市民福祉部次長兼交通安全対策本部事務局長兼市民会館長

笠井 等君

市立総合病院事務部次長

西山義則君

出納室長 畠中美恵子君

総務部総務課長

小町正美君

総務部総務課主幹

秋葉政博君

総務部企画広報課長

竹下明洋君

総務部企画広報課主幹

平 野 久 君

財政再建対策室財政再建課長

橋 本 幸 尚 君

財政部財政課長

出 嶋 覚 君

財政部税財課長

稲 村 健 郎 君

産業経済部農林課長

都 築 三四男 君

産業経済部農林課主任技師

二ノ神 敏 明 君

産業経済部観光対策本部観光課長

高 橋 健 君

建設水道部課長

高 橋 勝 雄 君

建設水道部都市計画課長兼区画整理事業推進室長

石 井 誉 君

建設水道部区画整理事業推進室主任技師

小 林 正 典 君

建設水道部建築住宅課長

今 村 直 行 君

建設水道部建築住宅課主任技師

小山内 寛 君

建設水道部土木課長

細 川 孝 司 君

建設水道部上下水道課長

熊 谷 勉 君

建設水道部上下水道課主任技師

佐々木 時 夫 君

市民福祉部市民課長

米 田 憲 明 君

市民福祉部環境衛生課長

小野寺 良 君

市民福祉部南支所長

斉 藤 英 明 君

市民福祉部南支所次席

大 崎 憲 一 君

市民福祉部市民会館主幹兼事務長

小山田 徹 君

市民福祉部保健福祉課長

工 藤 美智子 君

市民福祉部保健福祉課主幹

小 川 益 弘 君

市民福祉部生活福祉課長

浜 啓 二 君

市民福祉部高齢者介護福祉課長

中 橋 晶 君

市民福祉部養護老人ホーム所長

笹 木 則 夫 君

市民福祉部養護老人ホーム主任生活指導員

守 谷 益 雄 君

市民福祉部青少年相談センター事務長

池 田 伸 君

市立総合病院事務部病院改革室長

藤 岡 宏 毅 君

市立総合病院事務部医事課長

布 目 順 滋 君

消防長

佐 藤 公 穂 君

消防本部管理課長

鷺 見 英 夫 君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

教育委員 小 林 尚 文 君

教育長 小 林 信 男 君

教育次長 高 橋 満 君

学校教育課長 加 藤 真智子 君

生涯学習課長 福 沢 光 一 君

体育振興課長兼ゆうばり文化スポーツ

センター館長 竹 原 伸 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 千 葉 博 務 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 都 築 三四男 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 渋谷 公 信 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 佐 藤 憲 道 君

事務局次席 鈴 木 剛 樹 君

主 査 大 島 琢 美 君

書 記 辻 一 郎 君

●議長 岡崎光雄君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 岡崎光雄君 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

この場合、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

田口議員

●田口久一君（登壇） ただいまから第2回臨時市議会の運営に関し、さきに議会運営委員会を開催し協議しておりますので、その結果についてご報告申し上げ、議員各位のご賛同を得たいと存じます。

まず、本臨時市議会の付議案件につきましては、議案57件、請願1件であります。これらの案件の取り扱いについて協議した結果、付議されております案件は、いずれも即決することとし、会期につきましては本日1日間と決定した次第であります。

以上、会期及び案件の取り扱い等について申し述べましたが、何とぞ本委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

●議長 岡崎光雄君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本議会の会期を本日1日間と決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本議会の会期は本日1日間と決定いたしました。

●議長 岡崎光雄君 日程第2、議案第1号夕張まちづくり寄附条例の提出についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第1号夕張まちづくり寄附条例の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、2月9日、若菜9番地の高村健次氏より地方自治法第74条第1項の規定に基づき、市民活動によって本市まちづくりに向けた事業を推進するため、これに賛同いただける方から寄附を募り、事業の財源とすることなどを趣旨とする条例制定の直接請求がされたものでありますが、法のもとでの財政再建を図ることとした本市の今後の地域振興並びに市民生活等、まちづくりへの諸課題に対応する上で、本条例は重要な要素となるものと判断に立ち、なお、寄附者並びに直接請求者の意向がよりよく反映されるよう、地方自治法第74条第3項の規定により意見を付して提出したものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔発言する者なし〕

ないようでありますからこれをもって質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

●議長 岡崎光雄君 千代川議員。

●千代川則男君 ただいまの本案に関する市長意見について加筆修正を含めて精査したいと思っておりますので暫時休憩を願いたいと思っております。

●議長 岡崎光雄君 ただいま千代川議員より休憩の申し出がありましたので、15分程度休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、10時55分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時54分 再開

●議長 岡崎光雄君 会議を開きます。

ただいま議題となっております夕張まちづくり寄附条例に対しては、千代川議員ほか16名全員から修正の動議が提出されました。

したがって、これを本案とあわせて議題といたしますが、本修正案は議員全員の提案であり、その内容についてもお手元に配付されましたプリントのとおりでありますので、提案説明及び質疑を省略して直ちに採決いたします。

本修正案は可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本修正案は可決されました。次に、ただいま修正議決した部分を除く原案についてを採決いたします。

お諮りいたします。

修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第3、議案第2号夕張市財政再建計画書の提出についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長 後藤健二君 議案第2号夕張市財政再建計画書の提出について、提案理由をご説明申し上げます。

昨年6月、法のもとでの財政再建を決意して以来、北海道の助援、協力を得ながら、これまで再建計画の策定に取り組んできたところでございます。

去る2月22日、北海道知事を通じまして財政再建の申し入れを総務大臣に行ったところでござい

ますが、26日、総務大臣から指定がありましたので同日現在により平成36年度までに財政再建を達成するための計画書を本案のとおり提出し、財政再建計画の協議の申し入れを行うことにつきまして、地方財政再建促進特別措置法第22条第3項で準用する同法第3条第1項の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

熊谷議員。

●熊谷桂子君（登壇） 日本共産党の熊谷桂子です。

議案第2号夕張市財政再建計画書の提出について及び関連案件すべてについて、反対の立場から一括して討論いたします。

まず、今回の財政破綻について、その大前提となるはずの原因も責任の所在も明確にされないまま、すべての負担が市民に押しつけられようとしており、説明責任が果たされたとは到底言えません。解消すべき赤字額を353億円としています。その内訳を見れば、一般会計、住宅管理会計では60億円にすぎず、観光事業会計分が186億円と53%を占めています。第3セクターの運営実態も含め、それぞれの会計の債務がどのような経過と原因で累積したのか明らかにする責任があるはずです。詳細は不明のまま、一方的に過酷な負担を市民に押しつけることが許されるはずはありません。徹底的な情報公開が行われなければ、到底市民の納得は得られません。

もちろん、補助金目当てに過大な観光投資に暴走し、莫大な赤字を隠ぺいしながら不適正な経理を重ねてきた夕張市の行政責任は厳しく問われなければなりません。補助金制度を利用して自治体に箱物投資・観光投資をあおり誘導した国の産業政策、と同時に国の政策に乗じて自治体を借金

潰けにし、金利で莫大な利益を得た大手銀行の果たした役割と責任についても問われなければなりません。

今般示された夕張市の財政再建計画は、11月に
出された枠組みに若干の手直しが加えられたもの
の、全国最高の住民負担、全国最低の行政サー
ビスという基本路線はそのまま、再建どころか市
民生活が破壊され、地域破壊・自治体破壊につな
がるほどの過酷な内容です。

炭鉱で生まれた山合いの町、かつて炭都と呼ば
れ最盛期は11万人を超える人口を誇った夕張市、
その夕張市が今、財政破綻に至り財政再建計画を
確定しようとしています。

そもそも、夕張市の財政破綻の根本的な要因は
国のエネルギー政策の転換による炭鉱閉山と産炭
地対策にあります。明治時代の産業政策のもと開
鉱し、まず石炭ありきの中で生まれた町が、国の
政策によって石炭を掘り続け、国のエネルギー政
策転換、石炭切り捨てのもとで、1981年85年と続
いた多数の犠牲を出した大規模災害を経て、87年
の国の第8次石炭政策により90年にはすべて炭
鉱が閉山に追い込まれました。

北炭夕張新炭鉱は閉山後社会的責任を放棄し、
それに伴って、夕張市が北炭所有の土地、住宅、
病院などの引き取り、市営住宅、浴場、水道、学
校、道路、体育館の整備など、いわゆる後処理に
費やした588億円の事業のうち322億円を地方債で
賄っています。土地、山林すべてが担保に提供さ
れていたことから、市と市民が活用するにも抵当
権の解除のため相当の価格で市が買い取らざるを
得ず、土地開発公社は長期短期借入金85億円を抱
えています。使用している土地は13%にすぎま
せん。こうした、北炭の反社会的責任についても
再検証される必要があります。

公社の土地専行取得、使用・未使用の情報すべ
てが公開されるべきですが、このような土地開発
公社の債務まで市民が負担しなければならないの
は極めて不条理です。

政府のエネルギー政策の転換によって、市は炭
鉱の閉山が進み、1960年には最多の約11万を超え

る人口が、約10分の1にまで激減してくる中で、
市は地域の特性を生かした観光事業に取り組もう
と、79年には石炭の歴史村事業に着手しました。
全国的なリゾート開発のもとで行われた観光開発
には、松下興産が参入しましたが、松下興産はリ
ゾートが下火になると一切を市に押しつけて撤退
し、これも財政を圧迫する大きな要因になってい
ます。

市が、身の丈をはるかに超える観光開発に事業
の見通しなく次々に乗り出し借金を膨らませたこ
と、さらに、赤字財政のやりくりと隠ぺいのため
に会計間の不適切な操作を行い、結果として借金
を膨大にしたことも重大な要因です。

歴代の日本共産党市議団は、特に身の丈を超え
る箱物行政に対して厳しく批判し、観光拡大路線
からの転換、福祉・医療・教育を基本に据えた住
民本位の市政の推進を提起してきました。国の旧
産炭地対策は、2001年度には国が産炭地臨時措置
法を打ち切り、産炭地域交付金、年約2億円が廃
止され、地方交付税の産炭地補正も5年間で段階
的に廃止されました。さらに、市が行財政改革で
17億円の節減を図ったにもかかわらず、その時期
に段階補正の縮小と地方交付税大幅削減が重なり、
自民・公明政治による三位一体改革、地方交付税
等削減は23億円にも上り、2000年度に比べると
2005年度の地方交付税は68億円から47億円～21億
円もの削減となり、標準財政規模が50億円足らず
の市財政への最後の決定的な打撃となりました。
これが、産炭法の執行とともに市財政にとどめを
刺したのではないのでしょうか。

また、夕張市を財政破綻に追い込んだ国、適切
な支援を怠った道とともに、大銀行の責任を改め
て強く問う必要があります。社会的・道義的に貸
し手責任を問われなければならない大銀行はどこ
なのか。今夕張市民に全国最高の負担、全国最低
の行政サービスが押しつけられようとしている時、
夕張市は債権者の全貌を市民の前に明らかにする
のが当然の責任です。情報公開の義務、主権者と
しての市民に対する説明責任があります。再建計
画で市民の理解と協力を得ようとするからには、

直ちに債権者別の債務の全貌を公開すべきです。また、菅総務大臣も債権者などの責任分担を明確にし、債権・債務を整理することが必要だと答えています。情報公開をうやむやにすれば、市民の理解は得られるはずがありません。

また、財政再建団体への申請を表明した6月20日から8カ月を過ぎた今となっても問題の本質を市民に明らかにせず、こうなった最大の原因である市民不在の行政のやり方が改められていません。計画策定の段階においても、たくさんの問題を残しています。市民の生活に重大な影響を及ぼす重要で膨大な審議資料は、すべて委員会当日にしか資料が出されず、議会や住民説明会で何度要求されても十分な情報公開がされず、最終審議のある昨日の委員会においてさえも積算の根拠となる数字や考え方が公にされず、チェックするための議会であるはずが白紙委任に等しい審議を強行されたことは、総務省や道が標榜している情報公開にも住民の理解と納得にもほど遠いものであると言わざるを得ません。

次に、再建計画が住民生活と地域を崩壊に導く問題について改めて指摘いたします。今、あたかも夕張市の財政運営・乱脈経営にのみ原因を求め、国と道の責任、企業や銀行の責任を不問にして、その犠牲を市民にのみ転嫁する再建計画が策定されようとしていることは断じて許すことはできません。

まず、第1点目に市民の命と健康が不安にさらされていることです。市立病院の閉鎖は、救急医療・夜間診療を放棄することとなり、栗山町、岩見沢市、札幌周辺などへの長時間・広域の搬送、救急体制が必要となります。また、入院病床の激減とともに人工透析が不能になり、週1回程度の限定的ではあったものの応援医師による診療が行われてきた眼科・歯科・耳鼻咽喉科・産婦人科などを受診してきた患者は、他市町村の医療機関への転院を強いられ、患者や家族の体力的負担、高すぎる交通費負担と時間的負担を強いられることとなります。市は、医師、看護師など医療スタッフ確保の困難を最大の理由としていますが、これ

をもって地域の医療体制を崩壊させることは許されるものではありません。とりわけ、長期間にわたり週に何度も治療が必要とされる透析治療に関しては、復活を目指し、それまでの間透析患者の交通費負担を道が全額負担すること、他の診療科目の受診者に対しても交通費の助成などが必要で

す。また、救急体制の問題では、救急救命士が必ず乗務している複数の救急車が必要であるにもかかわらず、必要な人的配置がされていません。今、夕張市民が最も望んでいるのは、地域医療センターとして名実ともに機能する医療施設です。改めて、住み続けられる夕張の再生のために緊急医療、夜間診療、人工透析などの機能を果たす地域の医療センターとしての医療機関が必要であり、いつでも救急出動できる救急救命士配置の複数救急車の確保を要求するものです。

また、除雪に関しては降雪量が10センチから15センチに後退したことにより、地形的に不利な地域では交通に障害が出ています。地域の道路事情に即した安全を最優先にした除雪体制が必要です。

第2点目に、54事業の廃止については緩和ないし代替措置が全くなされていません。その事業の本来の趣旨や必要性を踏まえ、市民が参画して必要性や対応策をよく論議することが重要です。通院交通費の復路助成、バス路線や便数の確保、市民法律相談、農業担い手・後継対策、中小企業育成対策費補助などが軒並み打ち切り、地場産業育成でもメロン農家への連作障害予防などまで打ち切られます。

第3点目に、市内唯一の養護老人ホームを廃止、小中学校を統廃合、集会施設、図書館、美術館、スポーツ施設、バス路線、老人福祉会館、公衆トイレの問題など、施設の廃止と使用料金の大幅な値上げは市民の生きがい対策、文化、スポーツ、生涯教育などに重大な支障を来します。憲法で保障されている健康で文化的な最低限度の生活を保障しながら、再建のための銀行の債権の一部放棄、一部凍結や、国・道の責任として住民への福祉教育などの行政水準の維持こそが今求められていま

す。

4点目に、市職員の大量退職、第3セクター従業員など多くの労働者が雇用不安にさらされ、大量の市外流出が危惧されているにもかかわらず、有効な雇用の確保・拡大の緊急対策すらなされていません。市民が住み続けられる対策がなければ、計画の中に予定された税収すら見込めないはずで、これでどうやって財政再建をするのでしょうか。国と道の責任、企業や銀行の責任を一切問わず、巨額な財政赤字のすべてを市民に負わせて、自治体再編の見せしめにするのは、断じて許されることではありません。

夕張市の再建計画は赤字解消の財政再建計画であるとともに、夕張再生の計画でなければなりません。ここで暮らし続けたい、何か力になりたいという住民の自治と助け合いがつかれなければ、どんな財政再建計画があっても夕張再生はできません。子供たちもお年寄りも笑顔で安心して暮らせる夕張が求められています。夕張問題は、夕張だけの問題ではありません。求められているのは憲法と地方自治の本旨、住民の声に沿った夕張市の再生です。自治体にスリム化競争を強いるような政府の圧力に屈するのではなく、この財政再建計画は、まず国や道、企業や銀行などの責任を明らかにした上で抜本的に見直すことが必要です。

また、住民が参画した上で地域のあり方を論議し、住民が安心して展望を持って暮らせる夕張再生計画も平行して策定することが必要です。

以上のことから、議案第2号夕張市財政再建計画書の提出について、及びこの関連案件すべてについての反対討論といたします。

●議長 岡崎光雄君 ほかにご意見ありませんか。

田口議員。

●田口久一議員（登壇） 私は今臨時議会において提案された夕張市財政再建計画書の提出について、賛成の立場で討論させていただきます。

これまでも議会の節々において、予算案や重要な政策議案に対して賛否の論議をしまいましたが、今議案は市民に18年にも及び大きな負担を

伴う今までに経験したことのない重要な課題でもあります。ですからこそ、市民とともにこの困難に立ち向かうという重大な決意をしよう場であると強く思うところであります。

振り返りますと、昨年6月20日、議会の冒頭において、後藤市長はこれまでの行財政正常化対策による自主再建を断念し、法のもとでの財政再建を表明いたしました。

議会としても、この重大さを認識し、早速議会内に全員による財政再建調査特別委員会を立ち上げ、調査、論議を進めてまいりました。9月には財政再建の基本的考え方が示される中、議会において財政再建申し出議案を賛成多数で可決いたしました。11月には基本的枠組み案、1月には素案が示され、その節々に理事者は市民への説明を3回開催し、理解を求めたところであり、国、道との調整もあり、相当混乱もありましたが、20回に及ぶ特別委員会を開催し、説明、論議を重ねてまいりました。この間国会議員を含む多数の政党、団体等の調査訪問があり、行政、議会、市民からの聞き取り、訴えもあり、夕張市の歴史的経過や実情も一定理解されたものと思います。メロン農業を除けば、石炭産業のみその産業基盤をゆだねていた本市にとって、エネルギー政策の転換による相次ぐ閉山はその閉山対策、生活基盤整備や地域振興を含め膨大な投資を余儀なくされました。

このことは、再建計画の基本方針にも述べられておりますし、市民すべての理解するところでありますので、いちいち申し上げませんが、それらの負担が経済状況や社会状況の変化もあり、再生に向けた努力に効しない中、人口急減は避けられず、市民に重くのしかかることとなりました。

後藤市長は新たな行財政正常化方針を掲げ、市民の協力のもと、歳入に見合った歳出を模索していたところではありますが、しかし、結果として多額の赤字を招き、市民に負担を強いることとなりました。議員の一人として、その責任の重さを痛感し、今、財政再建の道を新たに決意しているところであります。

この再建への道は、市民の中にも、議員の中に

も。いろいろな思いがあると思います。後藤市長も同じだと思います。しかし、私はこの再建計画はこれ以下にはならない最低線のラインであるとの確信のもとスタートさせ、さらに市民総意の努力で一年でも早く再建がかない、一人でも多くの市民が夕張に住み続けるようにすることだと思っております。この間多くの、全国からのご支援、そして夕張に来ていただいたの応援がありました。それに答えての多くの市民の立ち上がりがあります。だからこそ、市民とともにこの再建をなし遂げなければなりません。どんな応援があっても夕張のまちづくりは、そこに住む夕張市民がつくらなければなりません。市民の再建に向けたみずからの努力があって、この再建計画が形になるものと思います。

実質、4月のスタートまでは多くの困難や解決しなければならないこともありますし、スタート後の課題も常につきまとうことだと考えますが、しかし、これまでの幾多の困難に立ち向かってきた夕張市民です。私たちも最大の努力をすることを申し添えまして私の賛成の討論とさせていただきます。

どうもありがとうございます。（拍手）

●議長 岡崎光雄君 ほかにご意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

会議規則第86条第2項の規定により、異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第4、議案第3号ないし議案第52号、議案第56号、議案第57号、以上52議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第3号ないし議案第52号、議案第56号及び議案第57号の52議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

なお、本52議案につきましては、前段ご決定いただきました夕張市財政再建計画に関連し、関係条例を整理するものであり、使用料等の改定並びに事務事業附属機関の廃止などのうち、これまで財政再建の基本的枠組み案並びに財政計画素案等でお示しをした方針に基づき、整理する内容につきましては説明を省略させていただきたいと存じますので、あらかじめご了承のほどお願い申し上げます。

初めに、議案第3号夕張市議会政務調査費の交付に関する条例の廃止につきましては、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定により、市政の調査研究に資するため議会の会派並びに議員に交付しておりました政務調査費について、財政再建計画に基づく見直しにより、平成19年度から取りやめるため条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第4号夕張市選挙公報条例の一部改正につきましては、これまで選挙執行ごとに発行しておりました市長、市議会議員選挙の公報紙をこのたびの一般選挙から、その都度選挙管理委員会において発行の有無を決定することに改めようとするものであります。

次に、議案第5号職員定数条例の一部改正につきましては、平成19年度における職員数により各部局の定数を改めようとするものであります。

次に、議案第6号及び議案第7号につきましては、病院事業の廃止に伴い病院職員に係る規定を整理しようとするものであります。

次に、議案第8号夕張市特別会計条例の一部改正につきましては、宅地造成事業会計、観光事業会計及び住宅管理事業会計の3特別会計を廃止し、診療所事業会計を新たに設けようとするものであります。

次に、議案第9号夕張市税条例等の一部改正に

つきましては、市民税、固定資産税並びに軽自動車税の税率を引き上げるとともに、目的税として入湯税を新設し、税率については日帰り客50円、宿泊客150円と定めようとするものであります。

次に、議案第15号ないし議案第18号の4議案につきましては、体育施設のうち鹿の谷市営球場、市民健康会館及び南部体育館の管理を本年4月から指定管理者により行うほか、施設の廃止及びスイミングセンター使用料のうち、個人一般、現行400円を500円に改めるため、関係条例を整理しようとするものであります。

次に、議案第19号ゆうばり文化スポーツセンター設置条例の一部改正につきましては、使用料の改定のほか、市外利用者については3割増しの料金とするものであります。

次に、議案第23号夕張市老人福祉会館条例の一部改正につきましては、本施設の利用に当たってこれまで無料であったものを本年4月から入館料等を徴収することとしたほか、施設の管理を指定管理者により行うため、条例の一部を改めようとするものであります。

次に、議案第25号夕張市診療所設置条例の廃止につきましては、市民の健康保持に必要な医療を提供するため沼の沢並びに紅葉山に歯科診療所を設置しておりましたが、現在の利用状況等から沼の沢については民間経営に変更、紅葉山については廃止をするため、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第26号夕張市共同浴場設置条例の一部改正につきましては、利用実態も含め平和浴場を廃止するほか、今後の浴場管理に当たって指定管理者制度の導入も可能としようとするものであります。

次に、議案第27号夕張市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正につきましては、許可手数料の改定のほか、本年7月17日から家庭系混合ごみ1リットル当たり2円を初めとする各種ゴミ処理手数料を新たに徴収するため、条例の全部を改正しようとするものであります。

次に、議案第29号夕張市印鑑の登録及び証明に

関する条例の一部改正につきましては、印鑑登録証の発行に際し、再交付の場合のみ有料としていたものを新規の交付から手数料を徴収することとしたことに伴い、条文を整理するものであります。

次に、議案第35号夕張市コミュニティセンター条例の全部改正につきましては、コミュニティセンターの管理を指定管理者により行うこととなったことに伴う改正であります。

次に、議案第38号夕張市営住宅条例の一部改正について及び議案第39号夕張市シルバー専用住宅条例の一部改正につきましては、いずれも入居者選考委員会を廃止しようとするものであります。

次に、議案第40号夕張市企業開発促進条例の一部改正につきましては、対象業種並びに助成内容につきまして、過疎地域自立促進特別措置法により交付税措置をされる基準に改めようとするものであります。

議案第41号夕張市中小企業振興条例の廃止につきましては、市単独による助成事業の継続が困難であることから、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第42号夕張市農業委員会委員及び職員定数条例の一部改正につきましては、選挙による委員定数について、さきに10名から6名に減じているところでありますが、さらに1名を減じ5人に改めようとするものであります。

次に、議案第48号夕張市平和運動公園施設条例の一部改正につきましては、ゆうばり文化スポーツセンターと同様、市外利用者について3割増しとすることを含め、使用料を改定しようとするものであります。

次に、議案第50号夕張市水洗便所等改造資金融資あっせん条例の廃止について及び議案第51号夕張市水洗便所等改造費補助金条例の廃止につきましては、今後下水道事業の拡大の予定がないことから、新たな本条例の適用が生じないため、条例を廃止しようとするものであります。

次に、議案第52号夕張市水道事業給水条例の一部改正につきましては、下水道使用料が税込みの総額表示により改定したことに伴い、それとの整

合性を図るため水道使用料につきましても、消費税込みの総額表示に改めるものでありますが、料金自体の改定はないものであります。

次に、議案第56号夕張市事務分掌条例の全部改正につきましては、財政再建計画に基づき、事務の分掌機構を改めようとするものであります。

改正の主な内容であります。再建計画による職員数の大幅削減に対応した機構、人口規模に合った職制とするためこれまでの部制を廃止し、市長部局で現行の5部17課を7課体制とするものであります。また、7課のうち地域再生課は、財政再建を進めるとともに産業の振興や住民運動の活性化等に取り組むために新設するものであり、このほか消防を含めた事務分掌の見直しをしようとするものであります。

次に、議案第57号支所設置条例の一部改正につきましては、財政再建計画による事業見直しにより、平成19年度から連絡所を廃止しようとするものであります。

連絡所につきましては、市民の要望が強く、当面存続させたいと考えておりましたが、職員の大幅退職もあり、残念ながら廃止せざるを得ない状況となったものであります。今後、職員の地域担当員制度等、代替策について取り進めてまいります。

以上、議案第3号ないし議案第52号、議案第56号及び議案第57号の52議案、一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

会議規則第86条第2項の規定により、異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第5、議案第53号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第53号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。市内観光施設の今後のあり方について決定した基本方針に基づき、昨年11月26日から本年1月31日までの期間29施設の売却並びに委託の公募を行ってまいりました。

その後、6人の委員で構成します夕張市観光施設指定管理者選定委員会を設置し、4回にわたって会議を開催し、応募があったものの検討、議論を重ねていただいたところでありますが、このたび選定委員会は加森観光株式会社を指定管理者として選定した旨、中間報告がありましたので、この選定報告に基づき本案のとおり指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、加森観光から応募があり、選定委員会におきましても指定管理の決定がありましたサイクリングターミナル「黄色いリボン」につきましては、既に用途を廃止した施設であり、今後の手続等に関し、協議、検討が必要であることから、本施設を今回の指定から除外して16施設の指定管理としたところであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

会議規則第86条第3項の規定により、異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第6、議案第54号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第54号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

4月以降に指定管理者の管理により開設を予定しております市立診療所及び老人保健施設について、2月7日から13日までの期間で指定管理者の公募を行ったところでありますが、その結果、1件の応募がありましたので、16日、6名の委員で構成する夕張市立診療所指定管理者選定委員会において審査を行い、応募者を指定管理者とする旨、決定されましたので、その決定に沿い、本案のとおり指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

会議規則第86条第2項の規定により、異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第7、議案第55号指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

助役。

●助役 中島秀喜君（登壇） 議案第55号指定管理者の指定について提案理由をご説明申し上げます。

沼の沢に設置の夕張市農業研修センターの管理を指定管理者により行うに当たり、地域で組織します夕張市農業研修センター運営委員会を指定管理者として、本年4月1日から平成24年3月31日までの期間指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 岡崎光雄君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

会議規則第86条第2項の規定により、異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 岡崎光雄君 日程第8、請願第1号住み続けられる夕張の再生を求める請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号住み続けられる夕張の再生を求める請願は、財政再建調査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

●議長 岡崎光雄君 以上で、本日の日程は全

部終了いたしました。

なお、この場合、市長よりあいさつしたい旨の申し出がありますので、これを許してまいります。

市長。

●市長 後藤健二君（登壇） ただいまここに財政再建計画案を議決をいただきましたことに対し、心からお礼を申し上げ、ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員各位にはこの財政再建計画をもってこれからの厳しい夕張再建の道を市民とともに歩んで行くことの決意を明らかにされたものと思うところであり、大変力強くまた感謝を申し上げるところでございます。

思えば、昨年6月20日平成18年第2回定例市議会冒頭におきまして、それまで取り組んでまいりました行財政正常化対策による自主再建の道を断念し、法のもとでの財政再建に取り組むことを明らかにしてから8カ月余りを経ったところでございます。

率直にこの間の心情を申し上げれば、本市の財政状況を直視しよう、そして夕張再建のための財政再建の着手を先延ばしにしてはならない。将来に向けて健全で持続可能な財政基盤をつくっていくことが、次世代の子孫に対する私たち世代の責務であり、それが私に課せられた責務であると苦渋の決断でございましたけれども、その決断の重さにみずから奮い立たせてきた254日でございました。

今日ここに財政再建計画として、議会の決定に至りましたことは北海道の助言と指導、支援を頂く中で、厳しい策定作業の毎日を重ねてきたこと、昨年6月22日にこの特別委員会が設置されて以降、18回、20日間にわたる委員会開催と3回の臨時市議会を開催し、当面する取り組みや基本的な考え方、枠組み案、計画素案等の考え方を節目節目でお示しをし、議会での論議をいただいたこと、3度の住民説明会を開催してきた等々思うとまさに感慨無量のものがございます。

しかし、再建のスタートはこれからであります。改めて申すまでもなく、これからの18年間もまさ

にイバラの道のりでございます。

市民生活にこの上ない不便を強いることになり、市民にとっては不安な日々の暮らしを余儀なくされるものであり、その心情を思えばまことに申しわけなく、かかる事態になりましたことに衷心よりおわびを申し上げるところでございます。

今月22日、北海道知事を経由して総務大臣に財政再建の申し出を行い、26日指定日の指定を受け、その指定日を規準とする本市の財政再建計画は本日の議決をもって総務大臣との協議を行うこととなります。この計画をもって、大臣の同意がいただけるよう引き続き全力を挙げて取り組んでまいりたいというふうに思っています。さらに、同意後の計画の確実な実行に当たりまして、引き続き議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げるところでございます。

再建の道のりは極めて厳しいものとなることが予測されますが、夕張の再建を全国が注目しております。今こそ、行政、議会、市民がより一層結束して夕張再建に立ち向かっていかなければならないものと思うところでございます。

最後になりますが、この機会に全国の皆さんにお礼を申し上げたいと思います。今日まで全国の多くの方々から物心両面にわたって身に余る励ましやご支援をいただきました。このことにどれだけ多くの市民が力づけられ、勇気をいただいたかはわかり知れませんが。私自身、添えられた手紙に目頭が熱くなる思いをしたことも何度もございました。その都度、お礼ができるものについては述べさせていただいたところでございますが、匿名のためにお礼ができない方も大勢いらっしゃいまして、心苦しく思っているところでございます。

こうした機会でもまことに恐縮ではございますけれども、改めてお礼を申し上げるところでございます。

夕張は今、事実上再建の第一歩を踏み出しました。再建に向けて市民ぐるみで頑張る決意であります。全国の皆さんにその頑張っている姿をぜひ見ていただきたいと願うところでございます。

夕張の人々は一人一人が純朴で優しく、自然が

いっぱい、四季折々楽しめるぬくもりのあるまち
でございます。ぜひ一度お越しくださるようお願い
を申し上げまして、お礼にかえさせていただきます
ます。

本当にありがとうございました。

●議長 岡崎光雄君 本日の会議はこれをもっ
て閉じます。

●事務局長 佐藤憲道君 ご起立願います。

●議長 岡崎光雄君 これをもって第2回臨時
夕張市議会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 岡崎 光雄

夕張市議会 議員 加藤 喜和

夕張市議会 議員 井形 節雄